

## 裁判例における意匠の類否判断の具体的な手法

審決取消訴訟や意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断については、概略以下の手順や留意点に基づいて行われている。審決取消訴訟の場合は、意匠登録出願に係る意匠や登録意匠と、拒絶理由や無効理由の根拠となる引留意匠とが比較の対象となる。意匠権侵害訴訟の場合は、意匠権に係る意匠と、侵害の可能性があるとして訴求された意匠とが図面に開示された状態で比較の対象となる。

意匠の類否判断は、意匠全体を観察することを大原則としている。

両意匠の物品が同一または類似であることを確認する。物品が非類似である場合は、意匠に類似関係は生じない。

両意匠の基本的構成態様、具体的構成態様を認定する。  
基本的構成態様とは、意匠を大つかみに把握した態様であり、具体的構成態様とは意匠を詳しく観察した態様である<sup>1</sup>。

基本的構成態様における共通点を認定する。

具体的構成態様における共通点を認定する。

基本的構成態様における差異点を認定する。

具体的構成態様における差異点を認定する。

両意匠において、看者が最も注意を引かれる部分、重きをおくべき部分を認定する。裁判例によって、意匠の要部と称される場合がある。その際、以下について適宜考慮する。

( ) 物品の性質、目的、用途、使用態様

( ) 周知意匠や公知意匠

( 意匠登録出願前に多くの周知意匠や公知意匠に開示されている部分は、取引者、需要者にとってありふれて見えるものとな

<sup>1</sup> 山田知司「意匠の類否」『新・裁判実務体系 4 知的財産関係訴訟法』牧野利秋 飯村敏明 編 青林書院 2002年2月10日 376P

り、注意を引かないし、重きが置かれぬ場合が多い<sup>2</sup>。) (意匠権侵害訴訟においては、意匠権の効力範囲を狭く解釈されることを望む被告側が多くの周知意匠や公知意匠を証拠として提出することが多い。)

意匠の要部(注意を引く部分、重きが置かれる部分)において、構成態様が共通する場合、両意匠は類似し、異なる場合、両意匠は類似しない。

意匠の要部(注意を引く部分、重きが置かれる部分)において構成態様に差異がある場合であっても、その差異が、ありふれた態様であったり、看者からみて美感が同様であったり、或いは容易に行われる改変であったりして、その差異が、共通点の有する美感を凌駕しない場合は、両意匠は類似するものとなる。他方、差異点と共通点が上記と逆に評価される場合は、両意匠は類似しない。

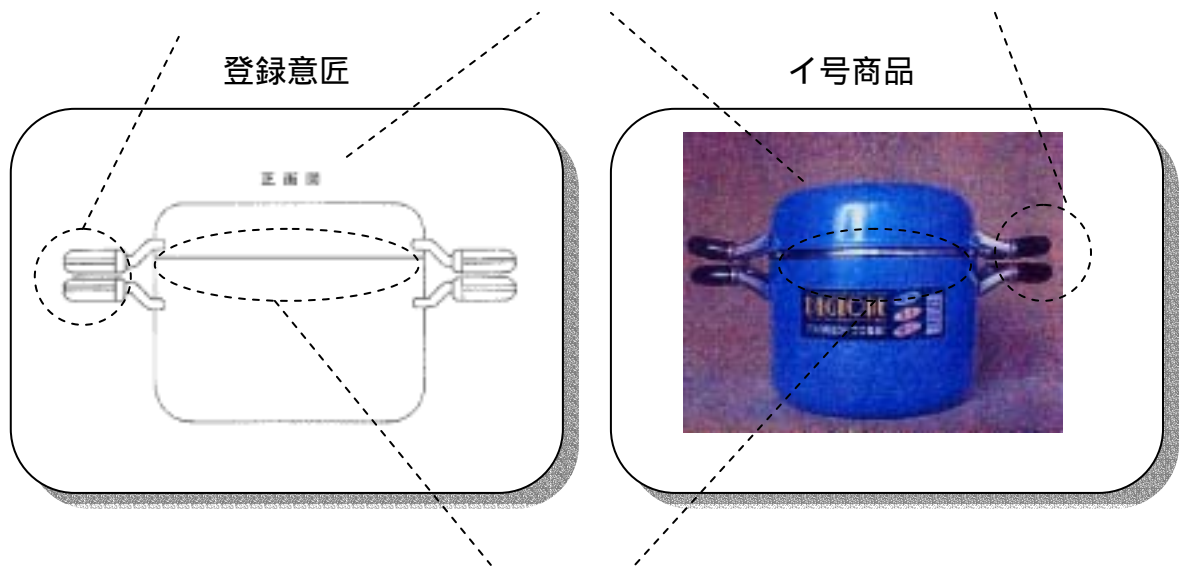
---

<sup>2</sup> 意匠において周知又は公知な部分も、看者の注意を引く意匠の要部と成り得るとしている裁判例もある。

東京高判昭60年10月15日取消集(昭和60年度)1272頁〔断熱材被覆管用エルボー型カバー〕「意匠の構成のうちある部分が周知であるとしても、当該意匠を全体的に観察した場合に、それが意匠全体の支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、看者の注意を最も惹くときは、なお右周知の部分は意匠上の要部と認められるものであって、意匠のうち周知の部分は意匠の要部になりえないとはいえない」、東京高判昭63年7月27日取消集三(昭和63年度)559頁〔合成樹脂管用継手〕「意匠の構成のうちある部分が公知であるとしても、前記審決認定の形態のように、当該意匠全体の支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、見る人の注意を最も引くときは、なお右公知の部分も意匠上の要部と認められるのであって意匠のうち公知の部分は意匠の要部になり得ないとはいえない。」

東京高判H14.11.14 平成14(行ケ)221 意匠権 行政訴訟事件 最高裁ホームページ

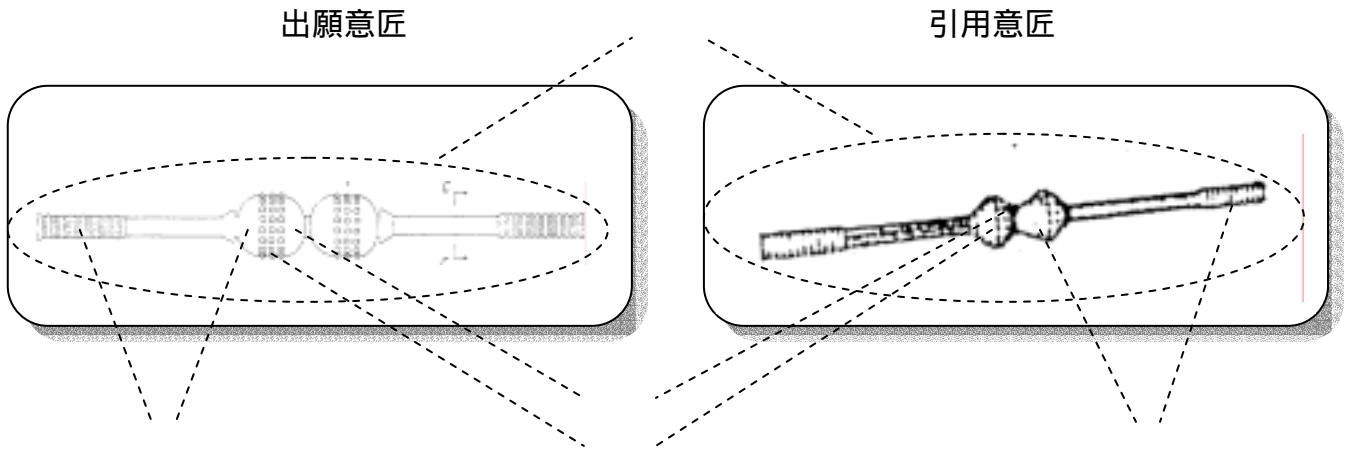
「1ないし5の共通点を構成する部分に公知な形状や周知な形状が含まれているとしても、公知であること、周知であることは、意匠の特徴を示す要素とはなり得ないことに何ら結びつくものではなく、上記各共通点があいまってなす全体の基調が、意匠全体の類否に大きな影響を及ぼすことを否定すべき理由となると考えるべき根拠はない。」



意匠に係る物品	両手なべ
基本的構成態様	<p>鍋本体と蓋体とが、胴部から底部にかけて湾曲して丸みを持った有底筒型となっている点（ ）</p> <p>蓋体を鍋本体にかぶせた状態において、蓋体と鍋本体とに形成する略半円状の取手が相互に近接して平行に取り付けられる点（ ）</p>
意匠の要部	<p>収納時に、蓋体と鍋本体を重ねてきっちりと一体的に組み合わせることができるという使用形態に鑑み、その要部は、蓋体を鍋本体にかぶせた状態において、蓋体と鍋本体の胴部が直線的に連続していて、蓋体と鍋本体とが統一的な一体感を与える点（ ）</p>

<p>公知・周知例</p>	<p>本件登録意匠出願時，控訴人製品ないしイ号商品の各市場投入時のいずれにおいても，上記の2点（ ）、（ ）を兼ね備えた両手鍋は，市場に存在していたから，この2点は，たといそれらが組み合わされたとしても，特に看者の注意を引くものではないと認められる（甲第1号証の1ないし3，第3号証，第10号証の1，乙第12号証の1及び2，第13号証の2及び3，第15号証，第16号証，弁論の全趣旨）。</p>
<p>共通点の評価</p>	<p>上記2点（ ）、（ ）の共通点は，格別なものであると考えにくい</p>
<p>差異点の評価</p>	<p>「蓋体を鍋本体にかぶせた状態において，蓋体と鍋本体の胴部が直線的に連続していて，蓋体と鍋本体とが統一的な一体感を与える」という要部（ ）において相違があり，また，これ以外に，取手握部の外見，取手の取付角度においても異なる。</p>
<p>総合評価</p>	<p>一致する点があるとはいえ，要部（ ）において相違があり，これらを総合すると，両意匠を類似するものと認めることはできない。</p>

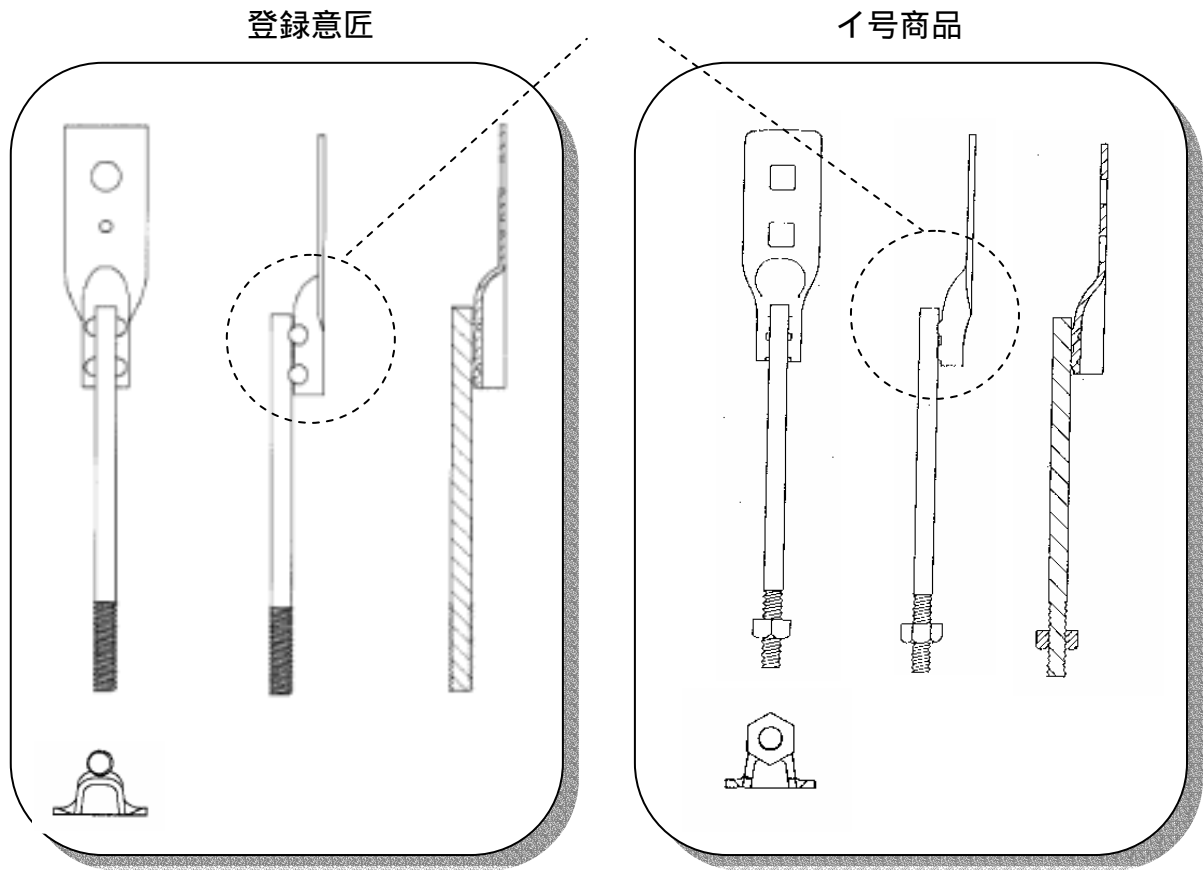
東京高判 H3.8.15 平成 3 年（行ケ）17 号 審決取消訴訟事件



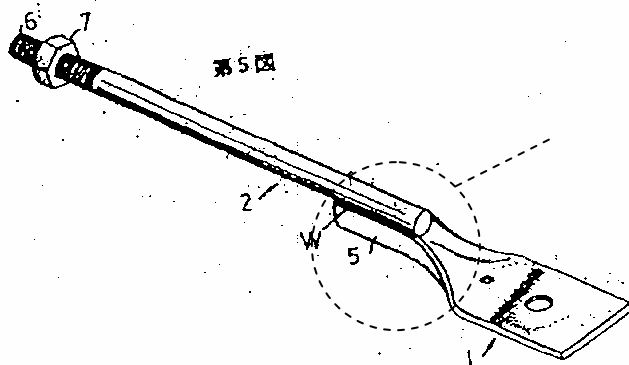
意匠に係る物品	あんま器	
基本的構成態様	全体を握持棒とその中央付近に嵌着した一対の押圧体で構成し、握持棒を丸棒状、押圧体を略球状とし、押圧体の中央周面に複数個の小突起を複数整列に配し、握持棒両端寄り付近に凹凸状の握り部を形成した態様（ ）	
具体的構成態様	分離状に形成された押圧体	一体状に形成された押圧体
	平坦である押圧体の周面中央部	曲面である押圧体の周面付近
公知・周知例	丸棒状の握持棒の中央付近に一対の押圧体を配する両意匠の基本的構成態様は、本願意匠の出願前において、周知の構成（ ）	
意匠の要部	物品のかかる構成、用途及び通常の使用態様等からすると、その意匠の要部は握持棒及び押圧体の構成並びにその態様（周知例にも関わらず要部性は喪失しない）（ ）	
共通点の評価	両意匠は握持棒及び押圧体の構成及び態様という要部を構成する主要な点において一致（ ）	

差異点の評価 1	押圧体の握持棒に対する相対的大きさの差（ ）は、機能を害しない限度で容易に変更が可能な範囲。差異点は、両者が略球状において一致するという両意匠の共通性を凌駕する程の印象を看者に与えるものとはいえない。
差異点の評価 2	握持棒と押圧体の幅比（ ）はほとんど等しく、長さ比における差異も単に数値上のものに止まり、両意匠の共通性に鑑みれば、現実に著しい異別感を与えるものとまで認めることはできない。
差異点の評価 3	押圧体の分離について、あんま器において、二つの押圧体を分離して形成（ ）する意匠の手法は本願意匠の出願前に既に広くみられるところ、押圧体間の棒状部分の露呈部分は僅かである上、押圧体間の形状が前記の凹状と凹弧状かの問題は、右部分があんま器全体からみるとごく僅かな部分であり、しかも機能的役割も格別有しないことから、それほど看者の注意を引き易い場所ではなく、右差異の程度も微細であって部分的改変に止まるため、これら差異点が看者に与える印象は微弱なものといわざるを得ない。
差異点の評価 4	小突起について、略球状とする形状において共通し、かつ大きさにおいて顕著な差異のない押圧体において、類似した形状の小突起が一行多い（ ）という程度の微細な差異にしかすぎない。かかる差異は、その機能を害しない限度において、容易に行われ得る改変の域を出ないもの
総合判断	各差異点は、いずれも微細な差異点と評すべきものであり、本願意匠と引用意匠の要部（ ）における前記の共通点をもたらす類似した美感を凌駕するほどのものとは到底いえない。

東京高判 H12. 2.29 平成 11 年(ネ)4884 号 意匠権 民事訴訟事件



本件実用新案（本件意匠出願時公知）

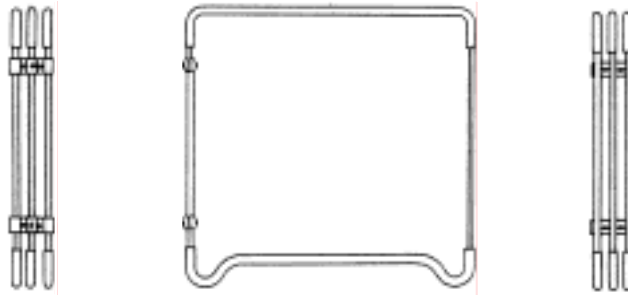


意匠に係る物品	羽子板ボルト	
意匠の要部 (最も取引者の注意をひく点)	<p>矩形板の一端がU字状溝を形成し、そのU字状溝との関係( )</p> <p>物品の用途・機能からみて、強度を左右する要素の一つである矩形板の一端に形成したU字溝とボルトとの具体的な位置関係は、取引者・需要者が最も重視する点</p> <p>矩形板の一端がU字状溝を形成し、かつ右U字状溝部の高い側にボルトの一端を溶接した形態の羽子板ボルトは、本件意匠出願時には知られていなかった。</p>	
公知・周知例	<p>上記実用新案事例</p> <p>矩形板の一端がU字状溝を形成しつつ、右U字状溝の内側にボルト( )</p>	
共通点の評価	<p>矩形板の一端がU字状溝を形成し、かつ右U字状溝部の高い側にボルトの一端が溶接されている( )。</p>	
差異点の評価	逆U字形のU字状溝部の外側に形成される隆起部分	時計方向に90度回転させたC字形のU字状溝部の外側に形成される隆起部分
	平行な矩形板とボルト部	若干斜めに接続された矩形部とボルト部
	直角である矩形板上端の両角部分	丸い矩形板上端の両角部分
	均一なU字溝背面	切り下げられたU字溝背面
	これらの差異は全体の美感を左右するほどの大きな差異ということはない	
総合評価	全体的な形状が似ている。	

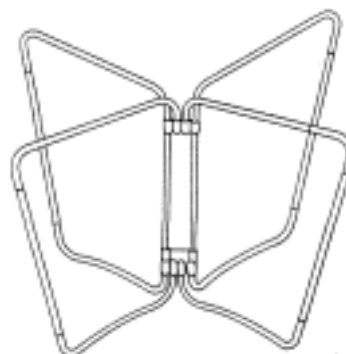
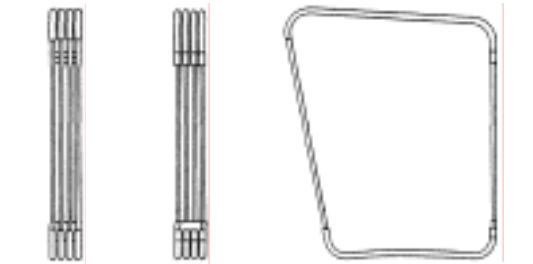


東京高判 S58.5.16 昭和 56 年(ネ)第 3156 号 意匠権民事訴訟事件

出願意匠



被告意匠



意匠に係る物品	ふとん干し器	
共通点	円棒により四角形ないしはその縦一辺を除く三辺を構成するように組まれたフレーム数葉を、その縦一辺の上下二箇所に取り付けた固定具により一体化したもの	
差異点	同形で僅かに横長矩形形状のフレーム	垂直な円棒のあるフレームとこれを欠くフレームとの二種があり、これらのフレームが構成する形状は上辺が傾斜しているやや縦長の蝶羽状である。
	三葉のフレーム	四葉のフレーム
	三本の固定具間の支柱	二本の固定具間の支柱
	静的な安定した感	動的でやや不安定な感
意匠の要部	<p>具体的な形状</p> <p>新品種の商品であったとしても、物品の構成とそれに基づく作用効果が問題とされる特許権又は実用新案権の場合と異なり、意匠権の場合には、その意匠に係る物品についての当該意匠全体から受ける美感が問題とされるもので、新品種の商品であるからといって、ただちにその物品としての基本的構成部分に意匠としての要部があるとはできない。</p>	
公知・周知例	同じ物品については特になし	
総合評価	共通点を斟酌しても、相違部分が見る者に与える印象の違いの強さと対比すると、両意匠の美感が全体として異なる。類似しない。	